# 請戸川・高瀬川・富岡川河川敷竹林等除去委託業務仕様書

## 1　目的

本事業では帰還困難区域と避難解除地域の間にある請戸川及び高瀬川並びに避難解除地域にある富岡川の河川敷に繁茂している竹や笹等の伐採・伐根（生息環境管理）を行うことで、イノシシの周辺地域への拡散を防ぐことを目的としている。

この仕様書は、福島県（以下「発注者」という。）が受注者に委託するイノシシの生息環境管理に向けた竹や笹、下草の刈払い施行業務を円滑かつ効率的に運営するため、必要な事項を定めることを目的とする。

## 2　提出書類

受注者は、次の書類を遅滞なく、発注者に提出しなければならない。

(1)　委託業務着手届（様式第１号）（契約締結後速やかに）
(2)　主任技術者通知書（様式第２号）（契約締結後速やかに）
(3)　作業工程表（様式第３号）（契約締結後速やかに）
(4)　委託業務完了届（様式第４号）（業務完了後、遅滞なく）
(5)　その他業務遂行上必要と認められるもので、監督員が指示したもの

## 3　委託業務の内容

委託業務の内容は、次の(1)～(3)のとおりとする。

(1)　竹林等の伐採・伐根場所及び刈取面積

請戸川・高瀬川・富岡川の河川敷における竹林等（図に示す約 42,992$m^2$）とする。

なお、伐採・伐根場所の詳細については発注者と協議すること。

(2)　竹林等の除去方法等

ア　竹や笹は伐採、枝払い・玉切・小割（80 ㎝程度）を行う。また、下草についても刈り払いを行う。

イ　平坦な施工場所（平場）については、竹等の運搬・収集を行い、地下茎の掘り起こし、スケルトンバケット付きバックホウによる根土の分離、地下茎の運搬、掘り起こし場所の整地を行う。

ウ　堤体の天板及び法面については、地下茎の掘り起こしは行わず、チェーンソーまたは草刈機による竹等の伐採、枝払い・玉切・小割（80 ㎝程度）、下草の刈り払いを行う。

エ　当該作業を行うにあたり河川法等に関する申請等手続きは発注者が行うこととする。なお、受注者は当該作業を行うにあたり実施日や注意事項等について刈り取りを行う前に発注者と十分協議した上で実施する。

(3)　除去した竹林等の運搬・処分

竹林等の除去により発生した廃棄物は、下記に示す方法で一般廃棄物として処理するものとし、処理量の確定及び処理施設への搬入完了を令和５年２月１５日までを目標に行う。なお、受注後、発注者により有利な、積算上の施設とは異なる処理施設が活

用できることとなった場合は、発注者が処理施設を指定することがある。

| 廃棄物名 | 処理方法 | 積算上の施設※ |
|---|---|---|
| 一般廃棄物（木くず類、草など） | (再資源化・中間・最終)施設へ搬入 | 環境省浪江町仮設焼却施設 |

※　積算上の施設は積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではなく、ここに明示した施設と異なる施設に処理する場合は、発注者が施設を指定した場合を除き、監督員の承諾を得ることとするが、設計変更の対象とはしない。なお、受入拒否等により処理施設の条件が異なる場合は、その記録をもって設計協議の対象とする。

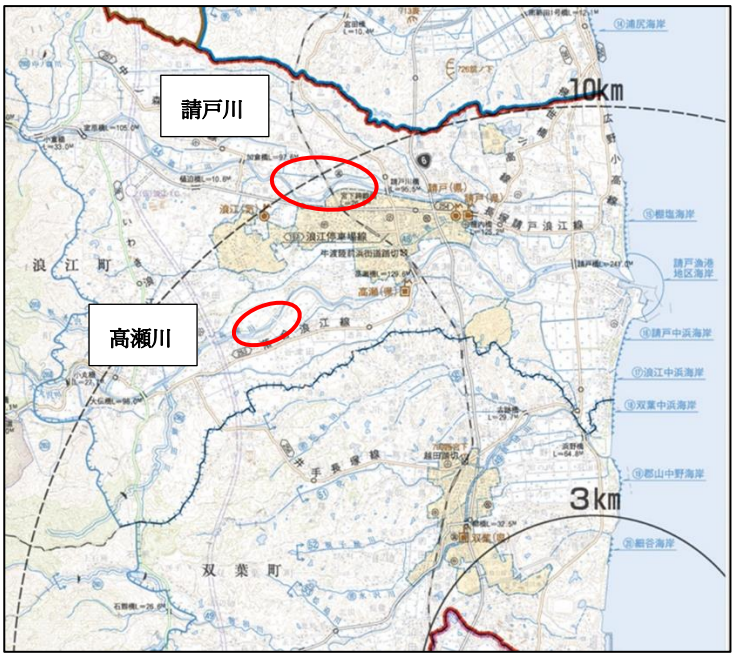


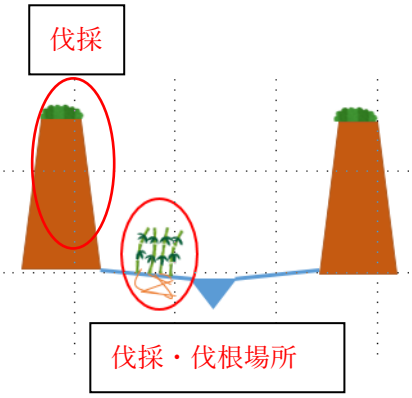


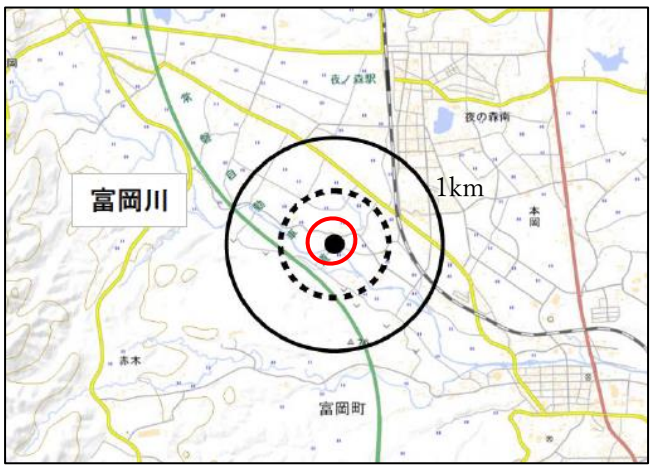


図　竹林等の伐採・伐根の場所

## 4　成果品

受注者は、次の(1)～(4)に定める書類を発注者の指定する日までに提出しなければならない。

(1)　委託業務の実績（作業期間）を明記した書類(作業日報と廃棄物処理施設の搬入伝

票の写し等）

(2)　作業場所における作業着手前、作業状況及び作業完了後を示す写真

(3)　委託業務の実績を明記した図面（面積及び面積計算書を含む）

(4)　委託業務完了報告書（様式任意）

## 5　その他

(1)　当該業務は、「特定汚染土壌等取扱業務」に該当する可能性があるため、工事着手前に、「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」（厚生労働省）に基づき、「特定汚染土壌等取扱業務」に該当するか確認すること。当該業務に該当する場合は、受注者の責任のもとで作業従事者の被ばく線量管理等を行うこと。その他、関係する法令、基準、方針、ガイドライン等を遵守し業務を遂行すること。

(2)　本仕様書に記載されていない事項であっても、業務遂行にあたり必要な事項については、受注者の責任のもとで充足すること。

(3)　本業務を遂行するにあたり必要な消耗品等は受注者の負担において準備すること。

(4)　本仕様書に定めのない事項及び記載内容に疑義が生じた場合には、その都度、発注者と受注者が協議して定めるものとする。